

# 登別市のオープンデータ運用に関するガイドライン

本ガイドラインは、登別市においてオープンデータを運用するにあたって、その方針を示すものである。

なお、オープンデータにおける基本的なガイドラインについては、「北海道のオープンデータ推進に関するガイドライン」に準じ、オープンデータの利用については、「北海道オープンデータプラットフォーム利用規約」に準ずるものとする。

## 第1章 定義

### 1 オープンデータの定義

オープンデータとは、二次利用可能でかつ、機械判読可能な公共データを指す。

### 2 オープンデータサイトの定義

オープンデータサイトとは、北海道オープンデータプラットフォームを指す。

## 第2章 オープンデータサイトの運用基準

### 1 データの公開方法

北海道オープンデータプラットフォームにデータを公開する。

### 2 データの選定

公開するデータは原則として内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が定めた推奨データセットを対象とする。

また、市民・事業者等のニーズに基づいた上で、有益・有用なデータがある場合はこの限りではない。

ただし、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約があるなどの理由により二次利用が認められない情報及び北海道オープンデータプラットフォームの利用規約に反するデータは含めない。

### 3 公開データの形式

データの形式は、XLSX、CSV、PDF 及び XML(Extensible Markup Language)のいずれかの形式で公開を行うこととする。

### 4 二次利用に関するルール

公開データには「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0」を適用する。

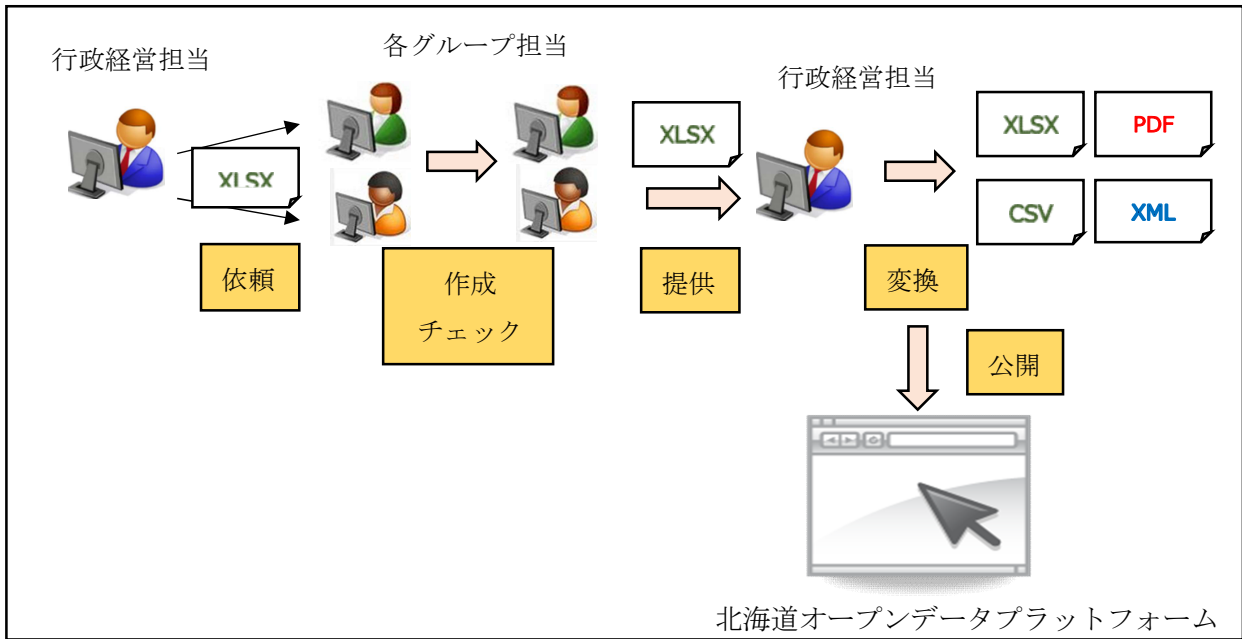
## 第3章 オープンデータの運用ルール

### 1 データ作成・更新手順について

公開するデータの作成及び更新手順については次頁のとおりとする。

- ① 行政経営担当から各グループ担当に対し、データの作成・チェックを依頼

- ② 各グループ担当においてデータを作成・チェックし、行政経営担当に対しデータを提供
- ③ 行政経営担当においてデータをチェックし、形式を整えた上で、北海道オープンデータプラットフォームに公開



※XLSX は Microsoft Office Excel 及び JUST Calc 等から出力されるデータ形式を指す

## 2 データの更新頻度について

- ・推奨データセット及び各データの更新頻度は、次表のとおり
- ・データの更新は最低年2回（9月及び3月）とすること

No.	推奨データセット	データ更新頻度	主な項目
1	AED 設置箇所一覧	年2回程度	設置場所、利用可能時間など
2	介護サービス事業所一覧	年2回程度	名称、提供サービスなど
3	医療機関一覧	年2回程度	名称、種類、診療時間など
4	文化財一覧	年2回程度	名称、分類、営業時間など
5	観光施設一覧	年2回程度	名称、住所、営業時間など
6	イベント一覧	年1回程度	イベント名、説明など
7	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	年2回程度	名称、設置場所、SSID など
8	公衆トイレ一覧	年2回程度	名称、設置場所、総数など
9	消防水利施設一覧	年2回程度	種別、住所など
10	指定緊急避難場一覧	年2回程度	名称、住所、災害種別など
11	地域・年齢別人口	毎月更新	地域、人口、年代など
12	公共施設一覧	年2回程度	名称、住所、営業時間など
13	子育て施設一覧	年2回程度	名称、住所、営業時間など
14	オープンデータ一覧	年2回程度	名称、概要、形式など

※推奨データセットのバージョンー第 0.1 版